

Die zukumftige soziale Sicherung und die Problematik einer flexiblen Altersgrenze,  
*Deutsche Versicherungszeitschrift*, No. 6,  
1969, pp. 140—143; No. 57, '70.



### 社会保障こぼれ話

#### 身障者の雇用対策

(オーストリア)

1969年の法律により、1970年5月から、身体障害者に対する特殊な雇用対策が実施されている。

この対策は労働災害、職業病、戦傷による廃疾度50%以上の身体障害者の雇用促進を企図している。廃疾度が50%以下でも、25%以上の労働不能と、その労働不能のために適職につくことができないのを条件として、この雇用対策の適用をうけることができる。

ところで、この雇用対策では、所定の被用者数に応じて、使用者に身体障害者の採用を義務づけることである。つまり、民間の使用者は、まず従業員20人に1人の割合で身体障害者を雇用し、20人以上では、従業員25人毎に1人の割合で、さらに身体障害者を雇用しなければならないことになっている。農林業でも、家族以外に20人以上を雇用すれば、身体障害者の雇用が義務づけられる。

中央および地方自治体の場合には、職員25人に1

人の割合で、身体障害者の雇用が要求されている。ちなみに、身体障害者に対する適切な職場を十分に提供できないとか、あるいは、技術的な条件から、義務を果せない事業所の場合には、特殊な規定を用いて、身体障害者を雇用する比率は、一応調整される。なお、身体障害者の雇用数を算出するには、たとえば、盲人2人が被用者1人として計算される。また、女子労働者が半数以上の事業所では、軍人などの遺族である寡婦は、身体障害者雇用の割当分のうち、半数までを最高として、身体障害者に対する雇用対策の割当に含めることができる。さらに、使用者は身体障害者用に、労働の激しくない仕事を用意しなければならないことになっている。

以上のような雇用対策に対して、正当な理由もなく、身体障害者の雇用義務を怠った使用者には、雇用しなかった身体障害者数の1人当たり月額250シリングの解雇税が課せられる。もっとも、なんらかの妥当な理由が認められるならば、その解雇税の徵収は免除される。ちなみに、解雇税の收入は解雇税基金と呼ばれる基金に納められ、その基金は連邦社会省が管理し、身体障害者の保護、身

(47頁へつづく)

および都市において医療をうける農村人口数によって、人口分布に応じた調整が行なわれなければならないであろう。大きな地区では、調整は都市もしくは農村によるその地区の人口の分布、各開拓地間の距離、通信手段、輸送方法、利用の可能性などの特殊性を考慮に含めなければならないであろう。計画作成にきわめて重要なある事項は、病院の病床数とそれら病床のネットワークである。ソ連における現在の入院率は、人口 1,000 人当たり年間 200—210 件で、この比率は将来 230—240 件に増加すると予想される。計画化を目指すに当って重要な他の問題は、1 件当たりの入院期間で、その理由は、この期間が各都市に必要とされる病床数とそれらの特殊化された利用数を決定するからである。研究は特殊化された利用と都市の型によって準備されなければならない病床総数の配置と、都市における専門化された診療所の数、型、およびネットワークを示すモデルを作りあげた。

全人口の罹患率の予測は、予想することが困難である。慢性疾患はしばしば年齢と性別

に密接な関係をもつてゐるので、慢性疾患の罹患率に予想される変化が、考慮に含められるべきであるが、しかし、慢性疾患は予想された人口動態の変化にかんする現在の知識にもとづいて、予測することができる。伝染病については、科学の発達、流行病と戦う保健当局の準備、および近年における伝染病の発生が、考慮に含められなければならないであろう。

第 1 の結論は、慢性疾患の増加が予想されるであろうということを示している。これは医療供給組織の機構的修正を要求するであろう。すでに結核の場合に実施されているよう

に、サナトリュームが慢性疾患の治療として第 2 番目に分類された施設となるであろうかどうかという点について、問題が生ずるであろう。

*Nekotorie metoditcheskie problemi planirovania bolnitchnoi pomotchi, Sovetskoe zbrahookhranenie No. 11, 1969, pp. 8—11; No. 34, '70.*

(以上 4 編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSA の Advisory Committee — 1967 年 10 月 — による了解にもとづき、Social Security Abstracts より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

(42 頁より)

体障害者の雇用に必要な設備や器材を用意する使用者への補助金、および、戦争犠牲者年金法(1957 年)や軍人年金法による受給者の保護に、資金を支出することになっている。

なお、上述した新しい雇用対策に関連して、ある廃疾委員会が設けられるが、この委員会は政

府、労使双方、受益者などの代表で構成され、ある所定の場合における、廃疾の認定や雇用の促進に限權をもつてゐる。

(平石長久 社会保障研究所)